別記様式第4中「建物登記簿登記事項」及び「(土地・建物) 登記簿登記事項」を「登記簿登記事項」に改め、同様式備考2中「不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）第3条」を「不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条」に改める。

別記様式第5中「建物登記簿登記事項」を「登記簿登記事項」に改める。

別記様式第6備考2中「不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）第3条」を「不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条」に改める。

別記様式第8中「建物登記簿登記事項」、「(土地・建物) 登記簿登記事項」及び「土地登記簿登記事項」を「登記簿登記事項」に改め、同様式備考3中「不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）第3条」を「不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第四十一条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

（不動産登記規則の準用）

第二十六条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条第三項、第六十四条第一号及び第四号並びに第百八十二条第二項（これらの規定を船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第四十九条において準用する場合を含む。）の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（独立行政法人水資源機構に関する不動産登記法施行細則の準用に関する省令の一部改正）

第四十二条　独立行政法人水資源機構に関する不動産登記法施行細則の準用に関する省令（平成十五年国土交通省令第百五号）の一部を次のように改正する。

題名中「不動産登記法施行細則」を「不動産登記規則」に改める。

本則を次のように改める。

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条第三項、第六十四条第一号及び第四号並びに第百八十二条第二項（これらの規定を船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第四十九条において準用する場合を含む。）の規定については、独立行政法人水資源機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令の一部改正）

第四十三条　独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

（不動産登記規則の準用）

第十七条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条第三項、第六十四条第一号及び第四号並びに第百八十二条第二項の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第四十四条　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「不動産登記法施行細則」を「不動産登記規則」に改める。

第九章を次のように改める。

第九章　不動産登記規則の準用

第二十四条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条第三項、第六十四条第一号及び第四号並びに第百八十二条第二項の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（日本道路公団法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）附則第十五条第四項第一号及び第三号並びに船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）附則第三条第八項第一号及び第三号の規定については、日本道路公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（首都高速道路公団法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号の規定については、首都高速道路公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（阪神高速道路公団法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号の規定については、阪神高速道路公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（地方住宅供給公社法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号の規定については、地方住宅供給公社を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

（地方道路公社法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号並びに船舶登記規則附則第三条第八項第一号及び第三号の規定については、地方道路公社を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

（本州四国連絡橋公団法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号並びに船舶登記規則附則第三条第八項第一号及び第三号の規定については、本州四国連絡橋公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号並びに船舶登記規則附則第三条第八項第一号及び第三号の規定については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（独立行政法人水資源機構に関する不動産登記法施行細則の準用に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号並びに船舶登記規則附則第三条第八項第一号及び第三号の規定については、独立行政法人水資源機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号の規定については、独立行政法人空港周辺整備機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号の規定については、独立行政法人都市再生機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

○国土交通省・環境省令第二号

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号）の施行に伴い、並びに浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第四十二条第一項第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月七日

国土交通大臣　北側　一雄
環境大臣　小池百合子

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成十三年国土交通省・環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号及び第六条第二項第一号中「寄付行為」を「寄附行為」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附　則

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。